

令和7年度 一般会計予算
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

(歳入) 市町村交付金（社会保障財源化分）	123,000千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	1,337,820千円

■ 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源		
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	403,742	260,918	0	0	27,224	115,600	
			3 老人福祉費	169,764	6,966	0	3,763	30,314	128,721	
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	303,909	204,717	0	9,000	17,193	72,999	
			2 児童措置費	154,560	139,410	0	0	2,888	12,262	
		(小計)			1,031,975	612,011	0	12,763	77,619	329,582
		社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	214,367	55,646	0	494	30,161
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	17,958	3,273	0	0	2,799	11,886	
			2 予防費	59,649	155	0	2,855	10,796	45,843	
			4 母子保健費	13,871	5,254	0	90	1,625	6,902	
			(小計)			91,478	8,682	0	2,945	15,220
計				1,337,820	676,339	0	16,202	123,000	522,279	

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。